

総務財政委員会 令和2年5月12日
区民部 資料2番
所管 課税課・納税課 ・国保年金課

新型コロナウイルス感染症の影響による税・保険料等の取扱いについて

1 確定申告期限等の延長への対応について（課税課）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）等の申告期限・納付期限が1か月延長されました。

これに伴い、特別区民税・都民税の令和2年度課税について、特別徴収、普通徴収ともに確定申告書の情報を可能な限り課税計算に取り込みできるよう、従来の日程を変更して対応します。

(1) 特別徴収（給与から天引き）の対応

当初課税計算分の税額通知書の特別徴収義務者への送付日は、5月19日（火）の予定です。

当初課税計算に取り込みできなかった確定申告書の情報は、7月更正など、その後の課税計算に反映させていきます。

(2) 普通徴収（自分で納付）の対応

当初課税計算分の納税通知書の発付日は、6月10日（水）の予定です。第1期納期限は、6月30日（火）です。

当初課税計算に取り込みできなかった確定申告書の情報は、第1期納期限を変更した課税等、その後の課税計算に反映させていきます。

2 徴収の猶予等の対応について（納税課・国保年金課）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた方、売上の急減により納める資力が著しく低下している方への対応については、個別の納付相談においてその方の置かれた状況に十分配慮して、これまでに増して丁寧な対応を行っております。

区民への周知は、区ホームページに案内を掲載するとともに案内チラシを窓口を設置して周知に努めてまいります。

徴収の猶予等に該当する場合の主な例は、次のとおりです。

- (1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- (2) ご本人またはご家族が病気にかかった場合
- (3) 事業を廃止し、又は休止した場合
- (4) 事業に著しい損失を受けた場合

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、納税課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、納税課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

≪納税課各担当問い合わせ先≫

お住まいの地域		担当	電話番号
平成31年度(令和元年度)のみ滞納のある方		収納推進担当	03-5744-1205
平成30年度 以前の 滞納のある方	大森・山王・馬込・中央・池上・平和島	整理 大森	03-5744-1200
	嶺町・田園調布・鶯の木・雪谷・千鳥 久が原・千束・仲池上・上池台・石川町	整理 調布	03-5744-1201
	蒲田・羽田・糞谷・萩中 六郷・矢口・下丸子・多摩川	整理 蒲田	03-5744-1202
	大田区外	整理 区外	03-5744-1203
特別徴収の滞納		整理特別徴収	03-5744-1175

※ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料についても猶予制度を活用できる場合があります。

国保年金課国保料収納担当 03-5744-1697 後期高齢者医療収納担当 03-5744-1647

大田区 区民部